

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県企業立地促進要綱実施要領</p> <p>【省略】第1条</p> <p>(指定用地の指定手続等)</p> <p>第2条 要綱第3条第1項第2号に規定する第2種指定用地及び同項第3号に規定する第3種指定用地の指定（以下「用地指定」という。）を受けることができる者は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 第2種指定用地 当該用地を主体的に開発する市町村等の長又は代表者若しくは企業の代表者</p> <p>(2) 第3種指定用地</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 市町村等が主体となって開発したもの 当該用地が所在する市町村の長</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 高度化融資資金により開発されたもの 当該用地の開発主体の代表者及び当該用地の所有者</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 農村地域工業等導入促進法により開発されたもの 当該用地が所在する市町村の長</p> <p>2 用地指定を受けようとする者は、第2種指定用地にあっては当該用地の開発主体が当該用地の取得等を行おうとする日、第3種指定用地にあっては当該用地における新增設事業の着手予定日（用地の取得等を伴う場合は当該用地の取得等に係る契約を締結しようとする日を、用地の取得等を伴わない場合は建物建設工事を開始しようとする日をいう。）のそれぞれ30日前までに、指定用地指定申請書（別記第1号様式）を知事に提出するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合における提出期限については、この限りでない。</p> <p>(1) 競売により土地を取得しようとする場合</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、知事が特にやむを得ないと認める場合</p> <p>3 知事は、前項の規定により受理した申請書の内容を審査し、適当であると認めたときは当該申請者に対して指定用地指定書（別記第2号様式）により通知するものとする。</p> <p>4 前項の規定により指定用地指定書の交付を受けた者（以下「指定市町村等」という。）は、指定用地指定申請書に記載した事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ指定用地事業内容変更承認申請書（別記第3号様式）を提出して知事の承認を受けるものとする。</p> <p>(事業執行状況等の届出)</p> <p>第3条 指定市町村等は、第2種指定用地の開発に関し、次の各号に掲げる事項に該当したときは、当該各号に掲げる書類を遅滞なく知事に提出するものとする。</p> <p>(1) 当該用地の買収又は賃貸手続が完了したとき 第2種指定用地買収完了届出書（別記第4号様式）</p> <p>(2) 当該用地の造成工事に着手したとき及び造成が完了したとき 第2種指定用地造成工事着手（完了）届出書（別記第5号様式）</p>	<p style="text-align: center;">高知県企業立地促進要綱実施要領</p> <p>【省略】第1条</p> <p>(指定用地の指定手続等)</p> <p>第2条 要綱第2条第1項第2号に規定する第2種指定用地及び同項第3号に規定する第3種指定用地の指定（以下「用地指定」という。）を受けることができる者は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 第2種指定用地 当該用地を主体的に開発する市町村等の長又は代表者若しくは企業の代表者</p> <p>(2) 第3種指定用地</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 市町村等が主体となって開発したもの 当該用地が所在する市町村の長</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 高度化融資資金により開発されたもの 当該用地の開発主体の代表者及び当該用地の所有者</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 農村地域工業等導入促進法により開発されたもの 当該用地が所在する市町村の長</p> <p>2 用地指定を受けようとする者は、第2種指定用地にあっては当該用地の開発主体が当該用地の取得等を行おうとする日、第3種指定用地にあっては当該用地における新增設事業の着手予定日（用地の取得等を伴う場合は当該用地の取得等に係る契約を締結しようとする日を、用地の取得等を伴わない場合は建物建設工事を開始しようとする日をいう。）のそれぞれ30日前までに、指定用地指定申請書（別記第1号様式）を知事に提出するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合における提出期限については、この限りでない。</p> <p>(1) 競売により土地を取得しようとする場合</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、知事が特にやむを得ないと認める場合</p> <p>3 知事は、前項の規定により受理した申請書の内容を審査し、適当であると認めたときは当該申請者に対して指定用地指定書（別記第2号様式）により通知するものとする。</p> <p>4 前項の規定により指定用地指定書の交付を受けた者（以下「指定市町村等」という。）は、指定用地指定申請書に記載した事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ指定用地事業内容変更承認申請書（別記第3号様式）を提出して知事の承認を受けるものとする。</p> <p>(事業執行状況等の届出)</p> <p>第3条 指定市町村等は、第2種指定用地の開発に関し、次の各号に掲げる事項に該当したときは、当該各号に掲げる書類を遅滞なく知事に提出するものとする。</p> <p>(1) 当該用地の買収若しくは賃貸手続が完了したとき 第2種指定用地買収完了届出書（別記第4号様式）</p> <p>(2) 当該用地の造成工事に着手したとき及び造成が完了したとき 第2種指定用地造成工事着手（完了）届出書（別記第5号様式）</p>

新	旧
<p>(企業の指定手続)</p> <p>第4条 要綱第5条又は第6条の規定により指定を受けようとする企業は、原則として新增設事業の着手予定日(用地の取得等を伴う場合は当該取得等を行おうとする日を、それ以外の場合は建物建設工事を開始しようとする日をいう。)の30日前までに、立地企業指定申請書(別記第6号の1様式、別記第6号の2様式又は別記第6号の3様式のうちいずれか該当するもの)を知事に提出するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合における提出期限については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 競売により土地を取得しようとする場合(2) サテライトオフィス等企業の本県進出に係る意思決定と事業着手がほぼ同時になされる場合(3) その他知事が特にやむを得ないと認める場合 <p>2 知事は、前項の規定により受理した申請書の内容を審査するとともに、当該用地を管轄区域とする市町村長の意見を聴き、適当であると認めるときは企業指定通知書(別記第7号様式)により当該企業に通知するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、市町村長からの意見聴取を省略することができるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 当該企業が取得しようとする土地が、要綱第3条第1項第1号に規定する第1種指定用地のうち、県と市町村が企業を誘致する目的で共同開発したものである場合(2) 当該企業の対象業種区分が要綱別表第3の6に定めるサテライトオフィス等に該当するものである場合 <p>3 前項の規定により指定を受けた企業(以下「指定企業」という。)が、企業指定申請書に記載した事項を変更しようとするときは、事前に立地企業指定変更承認申請書(別記第8号様式)を提出して知事の承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。</p> <p>(地位の承継の届出)</p> <p>第5条 指定企業は、当該指定企業の地位を他の者に承継させた場合は、要綱第9条の規定に基づき、指定企業地位承継届出書(別記第9号様式)に当該承継の事実を証する書類を添えて、当該承継の日から30日以内に知事に届けなければならない。</p> <p>【省略】第6条</p> <p>附 則 この要領は令和8年1月9日から施行する。</p>	<p>(企業の指定手続)</p> <p>第4条 要綱第3条又は第4条の規定により指定を受けようとする企業は、原則として新增設事業の着手予定日(用地の取得等を伴う場合は当該取得等を行おうとする日を、それ以外の場合は建物建設工事を開始しようとする日をいう。)の30日前までに、立地企業指定申請書(別記第6号の1様式、別記第6号の2様式又は別記第6号の3様式のうちいずれか該当するもの)を知事に提出するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合における提出期限については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 競売により土地を取得しようとする場合(2) サテライトオフィス等企業の本県進出に係る意思決定と事業着手がほぼ同時になされる場合(3) その他知事が特にやむを得ないと認める場合 <p>2 知事は、前項の規定により受理した申請書の内容を審査するとともに、当該用地を管轄区域とする市町村長の意見を聴き、適当であると認めるときは企業指定通知書(別記第7号様式)により当該企業に通知するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、市町村長からの意見聴取を省略することができるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 当該企業が取得しようとする土地が、要綱第2条第1項第1号に規定する第1種指定用地のうち、県と市町村が企業を誘致する目的で共同開発したものである場合(2) 当該企業の対象業種区分が要綱別表第2附表の6に定めるサテライトオフィス等に該当するものである場合 <p>3 前項の規定により指定を受けた企業(以下「指定企業」という。)が、企業指定申請書に記載した事項を変更しようとするときは、事前に立地企業指定変更承認申請書(別記第8号様式)を提出して知事の承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。</p> <p>(地位の承継の届出)</p> <p>第5条 指定企業は、当該指定企業の地位を他の者に承継させた場合は、要綱第6条の規定に基づき、指定企業地位承継届出書(別記第9号様式)に当該承継の事実を証する書類を添えて、当該承継の日から30日以内に知事に届けなければならない。</p> <p>【省略】第6条</p>